

## 出雲弓友会規約実施細則

- 1 本規約第2条第2項5)のその他の事項とは次の事項をいう。  
弓道の指導、普及、会員の勧誘、講習会への参加、懇親会、会報の発行等。
- 2 本規約第7条第1項の総会の内容は次のとおりとする。  
定期総会は毎会計年度一回会長が招集し、次の式事を行う。
  - 1) 前年度事業報告
  - 2) 前年度会計報告、監査報告、審議、承認
  - 3) 新役員の選任
  - 4) 次年度事業計画案
  - 5) 次年度予算案、審議、承認
  - 6) 規約の変更
  - 7) その他特に重要な事項臨時総会は次に掲げる場合に会長が招集する。
  - 1) 役員会で必要と認めた時
  - 2) 会員より会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があった時
- 3 本規約第8条の会員は、会費の納入及び本規約を遵守しなければならない。
- 4 役員会は役員で構成し、半数以上の出席により成立し、役員会の議事は過半数でこれを決する。
- 5 会計は幹事が行い、これを記録保存しなければならない。

### 附 則

本実施細則は昭和63年1月14日より実施する。

附則 令和2年6月28日一部改正